明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二九）　一
○原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（経済産業・原子力規制委一）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一七）　二
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一七四）　五
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十六年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
日本放送協会入札、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行政死亡人、公示送達関係　三九
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○経済産業省令第二十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五号の二中「第十七号の二」を「第十七号の二の三」に、同表第十七号中「、第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改め、同表第十七号の二を同表第十七号の二の三とし、同表第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の二の二　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（電気事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四第七号中「）の設置」の下に「（特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。